



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第65号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	2
島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3
島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	（ ” ）	3
島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	（ ” ）	4
島根県公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	4
島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	5

公布された条例等のあらまし

◇島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則（規則第35号）

- 1 規則の概要
行政不服審査法の施行に伴う規定の整理
- 2 施行期日
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（規則第36号）

- 1 規則の概要
行政不服審査法の施行に伴う規定及び様式の整理
- 2 施行期日
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則（規則第37号）

- 1 規則の概要
行政不服審査法の施行に伴う規定の整理
- 2 施行期日
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）

- 1 規則の概要
行政不服審査法の施行に伴う規定及び様式の整理
- 2 施行期日
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第39号）

- 1 規則の概要
行政不服審査法の施行に伴う規定の整理
- 2 施行期日
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

◇島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第40号）

- 1 規則の概要
行政不服審査法の施行に伴う規定及び様式の整理
- 2 施行期日
平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

規**則**

島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県規則第35号

島根県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

島根県情報公開審査会規則（平成6年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第5条中「「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、同条第2項中「不服申立人」とあるのは「異議申立人と、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

島根県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

島根県情報公開条例施行規則（平成13年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条及び第6条に規定する不服申立て」を「審査請求」に、「ものは」を「者は」に改め、「又は異議申立書（様式第3号）」を削る。

様式第2号中 「氏名又は名称 印 を
（ 年 月 日生 歳）」

「氏名又は名称 印
に改める。
」

様式第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

島根県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護審査会規則（平成14年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第38号

島根県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

島根県個人情報保護条例施行規則（平成14年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に規定する」を削り、「審査請求書」を「審査請求書」に改め、「同法第6条に規定する異議申立てをしようとする者は異議申立書（様式第6号）をそれぞれ」を削る。

様式第5号中 「氏名又は名称 印 を
（ 年 月 日生 歳 ） 」
「氏名又は名称 印
に改める。
」

様式第6号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

島根県公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

島根県公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

別表7の項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「決定」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県公文書センターの管理に関する規則（平成23年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定による異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

様式第2号中「異議申立書」を「審査請求書」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、

「氏名又は名称 ㊟
（ 年 月 日生 歳）」を

「氏名又は名称 ㊟
に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。